

JST 大学発新産業創出基金事業

スタートアップ・エコシステム共創プログラム

スタートアップ創出プログラム

GTIE GAP ファンドプログラム 2024

<エクスプロール 2 年>

<エクスプロール 3 年>

募集要領

(第 2 回)

募集期限

2025 年 1 月 24 日(金) 正午(厳守)



Greater
Tokyo
Innovation
Ecosystem

2024 年 12 月

募集概要

本募集要領は、Greater Tokyo Innovation Ecosystem¹（以下、「GTIE」という。）が募集する「GTIE GAP ファンドプログラム 2024」（以下、「本プログラム」という。）について記載しています。

1. 全体概要

(1) 趣旨・目的

本プログラムでは、GTIE プラットフォームに参画する大学の革新的技術シーズを核に、グローバル市場への展開を目指す大学等発スタートアップ（以下、「大学発 SU」という。）や、SDGs の達成にも資する社会的インパクトの高い大学発 SU を創出するため、GTIE の主幹機関またはスタートアップ創出共同機関（以下、「SU 創出共同機関」という。）に所属する大学等研究者へ向け、研究開発課題を支援いたします。GTIE は事業化に必要な研究開発に関わる活動に公的資金を提供し、課題終了時を目処に民間資金を活用しながら大きく成長するスタートアップ企業の創出を目指します。

(2) 研究開発期間

- ① エクスプロール 2 年：最長 2 年程度
- ② エクスプロール 3 年：最長 3 年程度

※ JST 承認日²～

(3) 研究開発費（研究開発期間総額、直接経費）

- ① エクスプロール 2 年：上限 6000 万円（初年度 3000 万円）
- ② エクスプロール 3 年：上限 6000 万円（初年度 1500 万円）

※ 採択課題に対しては毎年度進捗評価が実施され、その結果により課題の中止、研究開発費の増減、研究開発期間の延長／短縮が行われる場合があります。

2. Greater Tokyo Innovation Ecosystem (GTIE)

GTIE は、東京大学、早稲田大学、東京科学大学を主幹機関とした『世界を変える大学発スタートアップを育てる』プラットフォーム（以下、「PF」という。）です。

首都圏を中心とした大学と、地方公共団体、VC、CVC、アクセラレーター、民間企業などが結集し、Greater Tokyo（東京圏）におけるスタートアップ・エコシステムの形成を目指します。

¹ GTIE HP：<https://gtie.jp/>

² 承認日は GTIE での課題採択後に JST が研究開発計画書等の確認・調整を行い、その内容を承認した日となります（GTIE での採択から 1 カ月～1.5 カ月後が目処）。実際の研究開発開始時（予算執行が可能となる時期）は各所属機関事務局へご確認ください。

3. GTIE の主幹機関および SU 創出共同機関

GTIE の主幹機関および SU 創出共同機関は下表の通りです。

主幹機関		
東京大学	早稲田大学	東京科学大学
SU 創出共同機関		
筑波大学	千葉大学	東京農工大学
横浜市立大学	神奈川県立保健福祉大学	慶應義塾大学
東京都立大学	芝浦工業大学	東京理科大学
茨城大学	電気通信大学	東海大学
理化学研究所	横浜国立大学	

目次

1. 大学発新産業創出基金事業.....	6
1.1. 基金事業の目標.....	6
1.2. 基金事業の目指す姿	6
1.3. 基金事業の特徴.....	6
1.3.1. 基金事業が想定する起業に向けたステップとマイルストン設定	6
1.3.2. 起業後の支援継続	8
1.3.3. ビジネスからのバックキャストによる課題推進.....	9
1.4. 本募集要領での主な用語	9
2. 募集・選考	10
2.1. 募集の対象となる事業化に向けた研究開発.....	10
2.2. 募集するプログラムの概要.....	10
2.3. 研究開発期間.....	11
2.4. 本プログラムで実施すべき内容	12
2.5. 本プログラムの達成目標例およびマイルストン設定	12
2.6. 応募要件	13
2.6.1. 研究開発課題の要件	13
2.6.2. 事業化推進機関の要件	13
2.6.3. 研究代表者の要件	14
2.6.4. 経営者候補人材の要件	15
2.6.5. その他要件	15
2.6.6. 研究開発課題における共同研究	15
2.7. 応募の制限	16
2.7.1. 研究代表者の重複応募の制限	16
2.7.2. 重複応募の<対象となる制度>	17
2.8. 応募方法	18
2.8.1. 事業化推進機関と研究代表者の連携	18
2.8.2. 申請書等の作成・提出	19
2.9. 研究開発課題の選考方法.....	21
2.9.1. 選考の観点	21

2.9.2. 利益相反マネジメントの実施	23
2.10. 募集期間・選考スケジュール	24
2.11. 選考の流れ	25
3. 採択後の研究開発課題の推進等について	28
3.1. 連携・協力にかかる覚書・協定書の締結	28
3.2. GTIE コミュニティへの参加	28
3.3. 大学発スタートアップデータベースへの協力	28
3.4. 研究開発計画書等の作成	28
3.5. 研究開発課題の推進	29
3.5.1. 事業化推進機関の主な役割	29
3.5.2. 研究代表者の主な役割	29
3.5.3. 研究開発課題推進にあたっての留意事項	29
3.6. 委託研究契約	30
3.7. 研究開発費	30
3.7.1. 研究開発費(直接経費)	30
3.7.2. 特許関連経費の直接経費からの支出について	31
3.7.3. 直接経費として支出できない経費の例	31
3.7.4. 間接経費	32
3.7.5. 複数年度契約と繰越制度について	32
3.7.6. 外部専門機関等の効果的・積極的な活用	32
3.8. 進捗管理	32
3.9. 評価	32
3.10. 事業化推進機関、研究代表者及び主たる共同研究者、研究開発参加者の責務等	33
3.10.1. 研究開発費の執行に際しての責務	33
3.10.2. 事業化推進機関の責務	33
3.10.3. 研究代表者の責務	33
3.10.4. 主たる共同研究者の責務	34
3.10.5. 研究開発参加者の責務	34
3.11. 研究機関の責務等	34
3.12. 継続審査	36
3.13. 起業後の支援継続	36

3.14. その他留意事項	37
3.14.1. 研究開発課題の推進に関する留意事項	37
3.14.2. スタートアップ・エコシステム拠点都市について	38
3.14.3. スタートアップ支援に関するプラットフォーム(通称「Plus」)について	38
4. 問い合わせ先.....	40

1. 大学発新産業創出基金事業

大学発新産業創出基金事業³(以下、「基金事業」という。)は、スタートアップ育成 5 か年計画等を踏まえ、我が国における大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発 SU 創出支援等の実施を可能とする環境の形成を推進します。

1.1. 基金事業の目標

基金事業は、スタートアップ育成 5 か年計画等を踏まえ、スタートアップの成長促進に関する施策を担う関係機関と連携しつつ、各種プログラムの推進を通じて、以下の目標の達成を目指します。

- (1) 社会、経済にインパクトを生み、国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有する、大学等発 SU の創出を、質・量ともに格段に充実させること。
- (2) 大学等発 SU の継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムの仕組みを全国に形成すること。

1.2. 基金事業の目指す姿

基金事業に携わる者の間において、「基金事業の目標」が達成された姿として、以下に掲げる状態を創出することを目指します。

- (1) 大学等発 SU が創出する革新的な新製品又は新サービスにより、社会課題が解決されて新たな価値が生まれ、我が国を含め国際社会全体の暮らしが豊かになる。
- (2) 大学等発 SU の事業成長により、我が国の雇用創出とともに経済成長が実現する。
- (3) 社会・経済に価値をもたらす大学等発 SU の成功事例を積み重ねることで、より多くの人材が大学等発 SU の創出・育成を志す。
- (4) エコシステムの形成をけん引する中心的な大学等においては、ステークホルダーとコミュニケーションを重ねるとともに連携を図りながら、必要な学内のルールや体制を整える。

1.3. 基金事業の特徴

1.3.1. 基金事業が想定する起業に向けたステップとマイルストン設定

スタートアップの創出を目指した研究開発は、新しい現象の発見等を目指す基礎研究とは異なり、スタートアップの設立に向けた事業化の観点からの研究開発が必要になり、さらに研究開発だけではなく、事業開発も

³ 大学発新産業創出基金事業 JST HP:<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/>

必要となります。基金事業では、基礎研究の成果からスタートアップ創出に至るまでの事業開発と研究開発を 2 つのステップに分けて考えています(参照:表1)。

ステップ 1(応用研究)は、基礎研究の成果を商業的な可能性が評価できる段階まで引き上げるステップ、ステップ2(概念実証・スタートアップ組成)は、ビジネスとしての可能性の評価や実証(PoC)からスタートアップ組成に向けて PoC を継続的に実施して、実際に起業に至るまでのステップです。なお、本プログラムの支援対象は、ステップ 2(概念実証・スタートアップ組成)となっております。

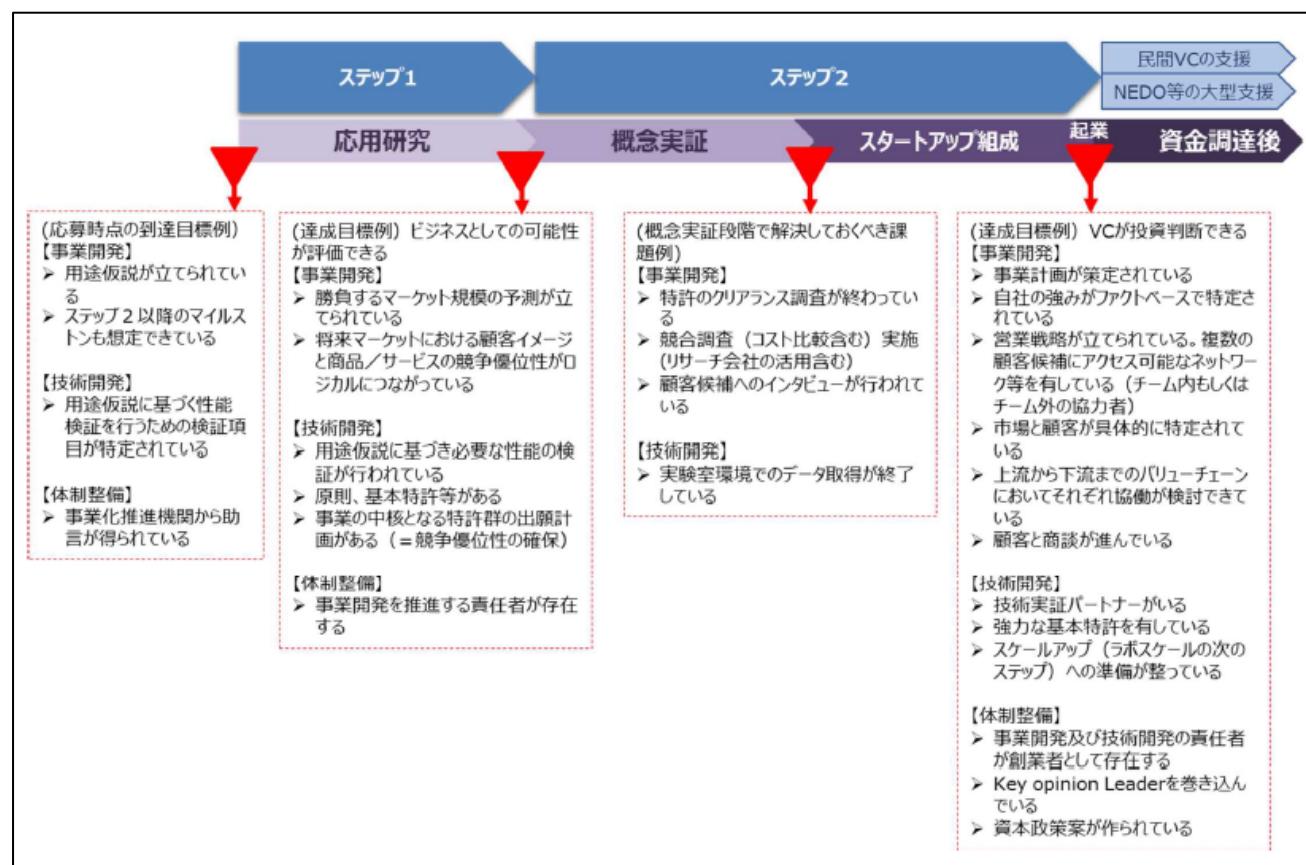
表 1:ステップの定義

	ステップ1 応用研究	ステップ2	
	概念実証	スタートアップ組成	
対象	基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げることを目指す。	ビジネスとしての可能性の評価と実証(PoC)を行い、起業にあたってのクリアすべき課題の解決を目指す。	概念実証の取組に加え、大学等発 SU の組成と VC が投資判断できるレベルに向けて、PoC を継続して実施する。

また、スタートアップの創出を目指した事業開発や研究開発では、基礎研究の成果と事業化のギャップを埋めるために、ステップ毎に事業化に向けて達成すべき事業化マイルストン(節目となる中間目標)および研究開発マイルストンを設定した上で、各ステップにおいてマイルストンの達成状況を評価し、次のステップに進むかどうかを判断するプロセスが重要となります。そこで、本プログラムにおいても事業化マイルストンおよび研究開発マイルストンを設定し、それらの達成に向けて集中的に事業開発や研究開発を推進します。

各ステップにおいて実施すべき具体的な事業開発や研究開発の内容は、技術分野や起業を目指す事業分野によって大きく異なりますが、一般的には試作品開発、仮説検証のためのデータ取得(実験結果、計算結果)、ビジネスモデルの構築、知財の確保、経営チームの構築等が中心となります。以下に各ステップの中間地点や終了時点で達成しているべきマイルストンおよび達成目標例を例示します(参照:図1)。

図 1:各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例



1.3.2. 起業後の支援継続

本プログラムでは、基金事業の支援を受けて起業したスタートアップが、創業初期におけるベンチャーキャピタル(以下、「VC」という)による出資や国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)による支援などシード期の支援に円滑に進むよう、スタートアップの創業初期の一定段階にある研究開発課題に対して、事前の確認・承認を経て支援を継続して行うことを可能とします。

委託研究開発期間中であれば、大学等発 SU の起業後も本基金事業の支援による研究開発を継続し、支援先として起業後のスタートアップも選択することができます(「起業後の支援」)。起業後の支援の継続、および起業後のスタートアップへの支援にあたっては、事前の確認・承認が必要となりますので、予め GTIE へご相談ください。

なお、起業するにあたっては、起業後のスタートアップの発展に向けて、次のフェーズのステークホルダーとして想定される機関との対話等を早期から開始し、各ステークホルダーによる投資等も意識の上で起業するよう努めてください。

1.3.3. ビジネスからのバックキャストによる課題推進

本プログラムにおいては、事業化に向けて、技術シーズの成熟度を高めてから知財戦略やビジネスモデルを考える技術投影モデルではなく、当初から社会課題等のニーズや市場規模・動向等を踏まえたビジネスを見定めた上で、知財戦略と研究開発を一体的に行っていくビジネス反映モデルを検討して推進するように心掛けてください。

1.4. 本募集要領での主な用語

技術シーズ	事業化を目指す上で核となる研究成果等を指す。本プログラムにおける申請に当たっては、当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましいが、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果(ソフトウェア等)に基づく応募も可能。例えば、大学等の研究成果として創出された AI 技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等も対象となる。
研究開発課題	研究代表者が中心となり、本プログラムの支援を受けて事業化に向けたビジネスのブラッシュアップ、試作品製作、データ(実験結果、計算結果等)取得等を進める課題。
研究代表者	本プログラムにおける研究開発課題において研究開発に責任を有する研究者等。申請時点において、申請の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者。
主たる共同研究者	大学等発 SU の創出に向けて必要な研究開発の一部を担い、共同研究を実施する GTIE 内の他大学等もしくは他のプラットフォーム参画大学の研究実施責任者(JST は主たる共同研究者が所属する大学と委託研究契約を締結する)。
事業化推進機関	研究成果の事業化に向けた事業開発に責任を有する機関。事業化に向けて必要なリソースを集め、そのリソースの活用によって事業化マイルストンの達成に必要な取り組みを推進すること等が求められる。
起業支援人材	本プログラムにおいて、GTIE の参画大学等に所属し、起業活動支援を実施する者。具体的には、学内 URA 等の専門人材が想定され、大学内の案件発掘や、研究開発課題の進捗管理、事業化推進機関と協力した事業化推進活動等を実施する。
経営者候補人材	創業後のスタートアップの経営者となる前提で、研究開発課題に参画する人材。
Demo Day	事業化に向けた研究代表者等の活動成果を発表する場(ピッチ、ブース展示等)。

2. 募集・選考

2.1. 募集の対象となる事業化に向けた研究開発

本プログラムでは、研究代表者を中心とし、GTIE プラットフォームに参画する大学等の革新的技術シーズを基にグローバル市場を目指す大学等発 SU や、SDGs の達成にも資する社会的インパクトの高い大学等発 SU 創出等により研究成果の社会還元を目指す研究開発課題を募集対象とします。基礎研究(特定の用途を直接に考慮することのない純粋科学的な研究)段階の研究開発課題や、起業するまでに相当の年数と資金を要する研究開発課題については、本プログラムの支援対象外となります。

2.2. 募集するプログラムの概要

本プログラムでは今回、2 種類のコースを募集します。

コース	エクスプロール 2 年	エクスプロール 3 年
支援期間	最長 2 年程度	最長 3 年程度
支援金額 (上限)	6000万円 〔 1年目:3000万円 2年目:3000万円 〕	6000万円 〔 1年目:1500万円 2年目:1500万円 3年目:3000万円 〕
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果の事業化に向けた研究開発・事業化活動(実験、市場・特許調査、事業化検討)を行います。 事業化計画のブラッシュアップ、PoC 等の実施、試作品の作成、データの収集など実際の起業と外部資金の獲得に向けて必要となる対応を行います。 事業化推進機関による支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果の事業化に向けた研究開発・事業化活動(実験、市場・特許調査、事業化検討)を行います。 基礎から実践まで幅広い起業化推進プログラムの受講。 事業化推進機関による支援。
採択予定件数	最大 4 件程度	8 件程度
募集シーズ	大学等の技術シーズを基にした SDGs の達成や地域の社会課題解決に資するもの バイオ・医療、ヘルスケア、アグリ、材料等のディープテック分野 ディープテック全般または社会課題解決シーズ	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 採択後、エクスプロール 2 年、エクスプロール 3 年のすべての研究開発課題は事業化推進機関とともに事業化に向けて取り組みます。 主にエクスプロール 3 年を対象とした、スタートアップ設立に必要かつ有用な知識の習得を目指す研修プログラムには、エクスプロール 2 年の採択者のうち希望者も参加が可能です。 	

- エクスプロール 2 年、3 年に採択された医療系の課題のうち、米国での市場検証を希望する研究チームは、プログラム内の選考を経て海外プログラムへの参加が可能です(渡航費用等受講費以外の費用は本プログラムで支援する研究開発費からの拠出が必要です)。
- 全ての採択者は、GTIE による支援に加え、弁護士、会計士、コンサルタント等の専門家による支援を受けることが可能です。
- その他、GTIE が提供する支援を受けることが可能です。

- ※ 支援金額は、審査結果に応じて減額採択の可能性があります。なお、エクスプロール 2 年とエクスプロール 3 年を併願した場合、いずれか一方のみの採択となり、複数コースに亘る重複採択はありません。
- ※ 既に GTIE GAP ファンド「海外市場開拓実践コース」に採択実績があり、実施期間を終了した研究開発課題、または、「エクスプロールコース」に採択実績があり、進捗評価の結果、中止とされた研究開発課題は募集対象外となります。ただし、同一の技術シーズであっても、異なる研究開発課題の場合は、応募可能です。
- ※ 両コースとも、毎年実施する進捗評価を踏まえ、翌年度のプログラム実施継続可否の決定、研究開発期間の延長・短縮、研究開発費の増減を行うことがあります。
- ※ 支援期間内にスタートアップ企業を設立し、さらなる成長のために民間資金の調達に成功した場合においても、適切な理由があれば支援期間内の支援を継続することが可能です。詳細は本募集要領の別紙 2「GTIE GAP ファンドプログラム 起業後支援」をご参照ください。
- ※ 採択予定件数は目安となっています。優れた研究開発課題があれば予定件数に関わらず採択を行います。一方で、選考基準を満たす研究開発課題が少なかった場合は、採択予定件数を下回る場合があります。したがって、採択件数は増減する可能性があります。
- ※ また、上記の採択予定件数は GTIE 内における本プログラムの面接審査を経た採択予定件数となっており、採択後に JST に提出する研究開発計画書等が JST に承認されるかどうかにより、最終的な採択件数が変動する可能性があります。

2.3. 研究開発期間

エクスプロール 2 年	最長 2 年程度(2025 年 4 月～2027 年 3 月を予定)
エクスプロール 3 年	最長 3 年程度(2025 年 4 月～2028 年 3 月を予定)

- ※ 本プログラムでは、GTIE での課題採択後に、後述する研究開発計画書等を JST に提出し、その内容が承認される必要があります(GTIE 採択後から 1 カ月～1.5 カ月が目処)。
- ※ 実際の支援開始時期(予算執行が可能となる時期)は、課題採択後に、所属大学等の問い合わせ先にご確認ください。

2.4. 本プログラムで実施すべき内容

技術シーズの事業化に向けて、本プログラムにおける課題終了時の達成目標を定め、その中間目標となる事業化マイルストン及び研究開発マイルストンを四半期毎に設定します。これら達成目標及びマイルストンの達成に向けて研究成果と事業化の間のギャップを埋めるために必要な活動(例:ユーザー及び用途の設定、試作品開発、ビジネスモデルのブラッシュアップ、仮説検証のためのデータ取得、潜在顧客へのヒアリング、技術実証の実施、展開先として想定する一定の地域や国を対象とした市場・規制・競合技術の調査、知財戦略に基づいた特許の取得等)を実施していただきます。本プログラムにおいて設定する達成目標やマイルストンの達成に寄与しない研究活動等は本プログラムの支援対象になりませんのでご留意ください。

2.5. 本プログラムの達成目標例およびマイルストン設定

本プログラムでは、大学等発の技術シーズを核にして事業化を目指す研究開発課題の中で、概念実証以降のステップに入ることが適切であると判断される課題が対象となります。概念実証のステップに入れるかの目安は以下の通りです。各基準については選考の観点も含まれており、それぞれの点について審査にて状況を確認させていただくことがあります。

達成時期	コース	達成目標例
応募時点	エクスプロール 2 年・ 3 年共通	<p><u>総合的な基準: ビジネスとしての可能性が評価できる。</u></p> <p>【事業開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 勝負するマーケットの規模の予測が立てられている。 ● 将来マーケットにおける顧客イメージと商品/サービスの競争優位性がロジカルにつながっている。 <p>【技術開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 用途仮説に基づき必要な性能の検証が行われている。 ● 原則、基本特許がある。 ● 事業の中核となる特許群の出願計画がある(競争優位性の確保)。 ● 事業開発を推進する責任者が存在する。
	エクスプロール 2 年	<p>【事業開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特許のクリアランス評価が終わっている。 ● 競合調査(コスト比較含む)を実施している(リサーチ会社の活用含む)。 ● 顧客候補へのインタビューが行われている。

		【技術開発】 ● 実験室環境でのデータ取得が終了している。
終了時点	エクスプロール 2 年・ 3 年共通	● プログラム終了時点において、起業し、ベンチャーキャピタル等が投資判断できる段階まで到達している。

- ※ 基金事業における達成目標及びマイルストンの設定にあたっては、「1.3.基金事業の特徴」をご参照ください。応募に際しては、達成目標例を参照し、研究開発課題や分野の特性を考慮しつつ、適切な達成目標を設定してください。
- ※ また、当該達成目標及びマイルストンの妥当性は評価の重要な項目の一つとなりますので、事業化推進機関と研究代表者の間で十分協議の上で設定してください。

2.6. 応募要件

本プログラムの募集は、事業化推進機関と研究代表者の共同応募とします。申請者等は応募にあたって、以下の要件を全て満たしている必要があります。

2.6.1. 研究開発課題の要件

本プログラムで募集する研究開発課題は、以下の①～⑤のすべての要件を満たすこととします。

- ① GTIE の主幹機関または SU 創出共同機関の大学等の技術シーズを核にして、起業による事業化を目指す課題であること。
- ② 国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有する大学等発 SU の創出を目指し、当初から社会課題等のニーズや市場規模・動向等を踏まえたビジネスを見定めた上で、知財戦略と研究開発を一体的に行っていくビジネス反映モデルを意識して推進する課題であること。
- ③ 本プログラムにおいて募集する各コースが想定する達成目標やマイルストン(中間時点での達成目標)が適切に設定されていること。
- ④ 本プログラム実施期間終了時期に予定されている Demo Day で、事業化に向けた研究代表者等の活動成果を発表できること。
- ⑤ 本プログラムの趣旨・目的に沿った研究開発や事業化活動を推進し、起業前の課題であること。

※ GTIE GAP ファンドプログラム「海外市場開拓実践コース」に採択実績のある研究開発課題は募集対象外となります。ただし、同一シーズであっても異なる研究開発課題の場合は、応募可能です。

2.6.2. 事業化推進機関の要件

- ① スタートアップへのシード投資と EXIT(IPO、M&A) の優れた実績を有している。

- ② 事業を構想する能力(起業前段階を含むスタートアップの事業育成や資金調達に関する優れた実績や戦略・計画の立案能力)を有している。
- ③ 大学等と連携しながら一体的に事業育成できる熱意および実績を有しており、本プログラムにおいて大学等との良好な関係を構築できる。
- ④ 設立に関与した大学等発 SU に対して出資できる機能を現時点で有している。
- ⑤ 設立後に自社以外の出資を呼び込むためのネットワーク等を有している。
- ⑥ 事業化に不可欠な人材(経営者候補人材を含む)の確保・マッチングに協力するとともに、関係機関等との連携が可能なこと。また、本プログラムを通じて経営者候補人材の育成を行うことができること。
- ⑦ 市場ニーズ把握や事業展開に強みを有し、そのニーズを踏まえて事業化に向けて必要なリソースを集め、事業化を実現できる(国際的な市場ニーズの把握や事業展開に強みを有すると、なお望ましい)。
- ⑧ 補助金交付等の停止及び契約にかかる指名停止等措置に該当していない等、事業を円滑に遂行するために必要な基盤を有している機関。
- ⑨ 法人格を有すること。

2.6.3. 研究代表者の要件

- ① 応募時点、および研究実施期間において、GTIE の主幹機関もしくは SU 創出共同機関である国公私立大学等に所属する研究者であり、かつ研究開発課題の核となる技術シーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。応募にあたっては当該技術シーズに関する特許を取得していることが望ましいが、特許出願中や特許を出願予定であるもの、また、必ずしも特許出願を行わない技術シーズ(ソフトウェア等)に基づく応募も可能。
- ② 技術シーズを利用したスタートアップ企業の設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還元を目指していること。
- ③ 技術シーズについて、本プログラムを通じて創出されるスタートアップ企業の実施に関してその技術シーズの発明者、シーズが帰属する機関等(特許出願人等)の同意が得られていること。
- ④ GTIE が目指すスタートアップ・エコシステムの形成について、その趣旨を理解の上、貢献する意志を有すること。
- ⑤ 研究代表者は、国内の大学等の研究機関に所属して、当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ること(研究代表者の国籍は問いません。国内の研究機関に所属する外国籍研究者も申請可能)。本募集プログラムで対象とする大学等の研究機関は、国公私立大学、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人(国立研究開発法人を含む)、地方独立行政法人等となります。

2.6.4. 経営者候補人材の要件

研究開発課題の推進に当たっては、熱意とポテンシャルのある経営者候補人材の参画を推奨します。本プログラムへの申請時に参画している必要はありませんが、研究開発期間の最終年度までに参画することを求めます。経営者候補人材の要件は下記の通りです。

- ① 経営能力(これまでの起業経験やスタートアップの経営実績等)を有している、または、起業やスタートアップのマネジメントに必要な知識・スキルを習得する能力と意欲を有していること。
 - ② 本プログラムの支援を受けるにあたり、研究開発実施体制に参画できること(実施体制への参画にあたり、人件費や活動費の執行を要する場合は、研究代表者の所属大学と雇用契約を締結していただくこととなります)。
- ※ 正当な理由がある場合、GTIE の承認を得ることで、経営者候補人材の参画時期を変更することも可能です。その場合、事前に GTIE 事務局にご相談ください。

2.6.5. その他要件

- ① 申請の核となる技術シーズについては、本募集プログラムを通じて創出されるスタートアップでの事業化に関して、その技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等(特許出願人等)の同意が得られていること。
- ※ 知的財産に関わる機関の同意等について、大学等の知財担当者に確認いただき、提案時に研究機関として「知的財産確認書」を提出していただきます。また、大学等がその技術シーズの権利を有していない場合も、提出してください。

2.6.6. 研究開発課題における共同研究

以下①～②に示すパターンの場合、研究代表者とは別に研究実施責任者(主たる共同研究者)を設定し、共同研究を実施することが可能です(3 機関以上の共同研究についても同様の考え方となります)。なお、研究代表者が所属する大学等の研究者との共同研究も可能ですが、主たる共同研究者には該当しません。

- ① GTIE の主幹機関・SU 創出共同機関の間での共同研究
- ② GTIE の主幹機関・SU 創出共同機関と、他のプラットフォームの主幹機関・SU 創出共同機関の間での共同研究

上記②のパターンの場合、事前に GTIE と他のプラットフォームでの合意が必要となりますので、申請前に GTIE 事務局へお問い合わせください。

※ 他のプラットフォームは下表の通りとなります。それぞれのプラットフォームの主幹機関・SU 創出共同機関は JST のホームページをご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/su-ecosys/project2023.html>

プラットフォーム名	主幹機関
北海道未来創造スタートアップ育成相互支援ネットワーク(HSFC)	北海道大学
みちのくアカデミア発スタートアップ共創プラットフォーム(MASP)	東北大学
Tokai Network for Global Leading Innovation(Tongali)	名古屋大学
関西スタートアップアカデミア・コアリション(KSAC)	京都大学
Peace & Science Innovation Ecosystem(PSI)	広島大学
Platform for All Regions of Kyushu & Okinawa for Startup-ecosystem(PARKS)	九州大学 九州工業大学
Tech Startup HOKURIKU(TeSH)	北陸先端科学技術 大学院大学 金沢大学
Inland Japan Innovation Ecosystem(IJIE)	信州大学

2.7. 応募の制限

2.7.1. 研究代表者の重複応募の制限

- ① 同一の研究代表者は以下の<対象となる制度>のうち2つ以上の制度の支援を同時に受けることはできません。
- ② 同一の研究代表者が、同一の制度へ複数課題を申請することはできません。
- ③ <対象となる制度>のいずれも支援を受けていない場合、複数の<対象となる制度>に申請することは可能ですが、いずれかの制度の採択が決定した段階で、採択が決定した制度の支援を受けて申請中の制度を辞退するか、申請中の制度の審査結果を待つために採択が決定した制度の支援を辞退するかを選択していただきます。
- ④ <対象となる制度>のいずれかを実施中の場合の申請制限は、以下の通りです。
 - (a) 実施中の課題が最終年度以外の場合は、他の<対象となる制度>には申請することはできません。
 - (b) 実施中の課題が最終年度の場合、研究開発期間が複数年度である他の<対象となる制度>および

研究開発期間の終了時期が実施中の制度よりも後となる単年度である他の<対象となる制度>には申請できます。ただし、採択された場合において、重複する研究開発期間がある場合、研究開始日の調整を行います。

- (c) 実施中の課題が最終年度の場合においても、研究開発期間の終了時期が実施中の制度と同一または実施中の制度よりも前である単年度である他の<対象となる制度>には申請できません。
- ⑤ 下記の<対象となる制度>に加え、公的資金を原資とし、スタートアップの創出を目的とするその他の制度に関しても、同一の技術シーズを用いる場合は①、③、④と同様の扱いとします。

※ 上記の制限は研究代表者に関する記載であり、事業化推進機関については原則、応募の制限はありません。

2.7.2. 重複応募の<対象となる制度>

① 起業を目指す取組を支援する事業^{※1}

大学発新産業創出基金事業	重複制限
ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム(D-Global)	×
スタートアップ・エコシステム共創プログラム(本プログラム)内の研究開発課題	—
起業実証支援	×
可能性検証(【起業挑戦】の提案)	×
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム(START) ^{※1}	重複制限
起業実証支援	×
ビジネスモデル検証支援	×
SBIR フェーズ 1 支援	×
大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題	×

※1 研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム(START)および同プログラムで推進している各事業の詳細については下記のホームページをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/start/>

② 技術移転を目指す取組を支援する事業^{※2}

大学発新産業創出基金事業	重複制限
可能性検証(【企業等連携】の提案)	△
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム(START)	重複制限
SBIR フェーズ1支援	△

※2 SBIR フェーズ1支援および基金事業において「技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合」は、上記対象制度のうち、起業を目指す他制度と2件同時に実施することが可能ですが(同一の制度へは起業／技術移転に関わらず複数課題を申請することはできません)。ただし、両者で技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で 2 件同時に実施することはできません。

△：技術シーズが異なれば実施可

※ それぞれの技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で 2 件同時に実施することはできません。

×：同時に実施不可

※ どちらの制度にも採択されていない場合、両方に申請することが可能です。ただし、一方の制度の採択が決定した段階で、当該制度を実施するか、他制度の審査結果を待つために当該制度を辞退するか選択していただきます。

※ どちらかのプログラムの研究代表者を務めている場合(最終年度である場合を除く)は応募できません。実施中の課題が最終年度である場合の申請制限は、上記④を参照してください。

※ 本基金事業のプログラム間で切れ目ない支援を実施する観点から、スタートアップ・エコシステム共創プログラム(本プログラム)で研究開発を実施している研究代表者が、早期に大規模な展開を求める場合、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムに同一の技術シーズで申請を行うことを認めます。ただし、両プログラムの重複実施は認められないため、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムに採択された場合、本プログラムの研究開発は当該プログラムの研究開発開始日までに中止とします。

－：同時に申請不可(同一ファンドへの複数申請は不可)

2.8. 応募方法

2.8.1. 事業化推進機関と研究代表者の連携

応募にあたり、事業化推進機関と研究代表者の連携が必須となります。予め自ら連携体制を構築していただくか、あるいは GTIE が選定した GTIE 事業化推進機関候補と研究代表者との連携支援を利用していただくことも可能です。なお、事業化推進機関は、GTIE の事業化推進機関候補に限るものではなく、「2.6. 応募要件」を満たす機関であれば、どの機関でも応募することができます。

【ご参考】 [GTIE 事業化推進機関候補 一覧](#)

2.8.2. 申請書等の作成・提出

申請書等は、事業化推進機関と研究代表者が共同して作成する様式と、事業化推進機関のみが作成する様式があります。

(1) 申請書の提出方法

研究代表者がすべての必要書類を取りまとめの上、下記の応募フォームより申請書等をご提出ください。

【応募フォーム】 : <https://gtie.form.kintoneapp.com/public/2024ex2>

- ※ 郵送、持参、FAXによる書類の提出は受け付けておりません。
- ※ ご提出いただく各書類のファイル名は、所定のルールに基づいてリネームのご協力をお願いします。
- ※ 応募フォームへの登録完了後、システムから自動で受付登録メールが配信されます。事務局から質問や不備等の修正をお願いする場合がありますので速やかにご対応ください。

【申請に関する問い合わせ先】

GTIE 東京科学大学 事務局 E-mail:gtie.tt.admin@sangaku.titech.ac.jp

(2) 申請書等一覧

申請書等様式は、GTIE のウェブサイト(<https://gtie.jp/>)からダウンロードできます。提出する書類は PDF 形式に変換し、各ファイルサイズは 10MB 以下としてください。

【申請書等様式】

No.	様式番号	様式名	提出形式
①	様式1	研究開発課題の概要	PDF
②	様式2	課題予算案	PDF
③	様式3	知的財産確認書(本課題において知財を活用する場合) ^{注1}	PDF
④	—	技術シーズ補足説明資料(パワーポイント 10 ページ以内)(任意)	PDF
⑤	様式4	事業化推進機関および事業化推進者(担当者)の概要 ^{注2}	PDF
⑥	様式5	事業化推進機関の財務状況 ^{注3}	PDF
⑦	—	事業化推進機関の決算報告書(直近 3 期)または有価証券報告書(直近 3 期) ^{注3、4}	PDF

(8)	-	(国税)納税証明書 ^{注5}	PDF
-----	---	-------------------------	-----

注1 「知的財産確認書」が提出期限に間に合わない場合は、その旨を GTIE 事務局にご連絡いただいた上で、審査前までに速やかにご提出ください。

注2 担当する研究開発課題ごとに事業化推進機関により提出する必要があります。複数の研究開発課題を担当する場合、内容が同じであっても、研究開発課題ごとに提出を要します。

注3 GTIE 事業化推進機関候補に採択済みの機関は、様式 4 のみをご提出ください。様式 5、および決算報告書等をご提出いただく必要はございません。

注4 設立後 3 期を経過していない事業化推進機関は、設立後すべての決算報告書(または有価証券報告書)をご提出ください。また、設立後に決算期末到来の事業化推進機関は、直近の残高試算表をご提出ください。

注5 (国税)納税証明書(その1)は、直近3期において、経常利益がマイナスとなった期が1期でもある場合のみ、提出が必要です。複数の企業が共同して実施する場合(主たる共同事業化推進機関がある場合)は、決算報告書または有価証券報告書の提出が必須となる企業の内、直近3期において経常利益がマイナスとなった期が1期でもある企業があれば、当該企業分のみ提出が必須です。必須書類の提出がない場合は公平性の観点から要件不備として不受理とします。

(国税)納税証明書(その1)については国税庁「[手続名] 納税証明書の交付請求手続」(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)をご参照ください。

(3) 申請時の注意事項

申請時は以下の点に注意してください。

- ① 申請書を作成する際、事業化推進機関および研究代表者との間で十分な調整を行ってください。
特に事業構想やプロジェクトマネジメントに関しては事業化推進機関が中心となって記載を行ってください。
- ② 事業化推進機関と大学等の研究者が所属する機関の間に連携・協力体制を構築するため、それぞれの機関間でプロジェクトマネジメントの一元化・役割分担等も含めた連携・協力にかかる方向性を事前に協議して、委員会より求められた場合は、説明を行ってください。なお、採択後に研究機関が希望する場合は、事業化推進機関を中心としたプロジェクトマネジメント、その他役割分担等も含めた連携・協力にかかる何らかの覚書・協定書を各機関間で締結していただきます。覚書・協定書の例として、JST のウェブサイトに「大学発新産業創出プログラムの実施に係る相互連携に関する覚書の例(参考)」を提示しています。

(ご参考)https://www.jst.go.jp/start/file/document/oboegaki_sankou.pdf

2.9. 研究開発課題の選考方法

面接委員会が事業化推進機関、および研究代表者に対し申請書等に関する面接審査を行います。その際、審査書類についての質問や、追加資料の提出などをお願いする場合があります。申請数が多い場合は、書面審査により、面接審査対象者を決定する場合があります。また、研究・技術内容に関しては GTIE 内専門家による書類査読を行い、委員会は外部専門家の査読結果を審査の参考にすることがあります。ほか、下記の点にご注意ください。

- ※ 審査の過程は全て非公開で行い、研究代表者、主たる共同研究者、事業化推進機関と委員の利益相反を考慮して行います。詳細は「2.9.2 利益相反マネジメントの実施」をご確認ください。
- ※ 面接審査は、事業化推進機関および研究代表者に出席いただきます。
- ※ 面接審査の開催日は、面接委員の都合をもとに決定し(2 月中旬～下旬を予定)、面接審査に進まれる方に対して、GTIE事務局よりEメールにてご連絡します。発表者による日時の指定はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 全ての申請者に審査結果を通知します。
- ※ 採択は、GITEでの採択後、JSTに研究開発計画書等を提出し、JST の承認をもって決定されます。

2.9.1. 選考の観点

本プログラムの審査にあたっては、提案された個別の審査項目に関する審査の観点を以下のとおりとし、これまでの取組の実績及び今後の方針等を踏まえた研究開発・事業育成の実施可能性等について評価を行う予定です。

(1)	総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 大きく成長する等社会・経済に対して大きなインパクトをもたらす可能性があるか。 ● 公費により支援すべき挑戦的な計画となっているか(リスクテイクにより、大きなリターンを得る計画となっているか)。
(2)	課題の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ● エクスプロール 2 年: 概念実証以降のステップに入ることが適切または既に入っている状況と判断できるか(特に用途仮説に基づき必要な性能の検証は行われているか)。 ● エクスプロール 3 年: ビジネスとしての可能性が評価できる。
(3)	事業性	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切なビジネスモデルが想定されているか。 ● 適切な対象市場(バリューチェーン含む)の分析や類似事業を把握し

		<p>たうえで、競争優位性を有するか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象とする市場や規模等の予測は適切か。 ● 適切な顧客候補が想定されているか。 ● 市場・顧客視点で、開発する製品やサービスの特徴と成長性・収益性が検討されているか。 ● 想定される事業リスクが適切に把握されているか。また、具体的な対応策が検討されているか。 ● 適切な収支計画が想定されているか。 ● 國際市場への展開を目指しているか。
(4)	技術シーズ	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術シーズは革新的である等、競争優位性を有するか。 ● 事業化までに解決すべき技術的な課題が特定され、適切な対応方針が検討されているか。 ● 事業化までに開発パートナーを要する場合、その候補が想定されているか。 ● 技術シーズに関わる知的財産を有している場合、その権利が明確で、事業に支障が無いか(他者との共願特許が無いか。ある場合は、共願人の確実な了解をとっているか等)。 ● 技術シーズに関わる知的財産について採択後に権利化を予定している場合には、権利範囲が明確で、事業化に支障が無いか(他者による技術貢献がある場合には、出願やその後の事業実施に向けて了解を取っているか等)。 ● 参入障壁の構築等に向けた事業の中核となる特許群の出願について適切な計画ができているか。
(5)	計画	<ul style="list-style-type: none"> ● シード期の円滑な資金調達に向けて適切な達成目標や計画(明確なマイルストンの設定含む)が設計できているか。 ● 事業構想に基づいた研究開発計画や知財戦略が立てられているか。 ● 事業開発および研究開発の計画は、時間軸や各実施項目等において妥当な設計ができているか。 ● 資本政策の策定や経営者候補人材の参画等、起業に向けた適切な計画が設計できているか。 ● 予算の使途や規模は適切か、また具体性が高いか。

		<ul style="list-style-type: none"> ● 國際市場への展開を目指した適切な活動が検討されているか。 ● EXIT の方針が検討されているか。
(6)	課題の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 目標達成及び計画の遂行に向けて、適切なチームが構築出来ているか。 ● 事業化推進機関および研究開発体制は、十分な実績もしくは強みを持っているか。 ● 事業化推進機関は事業化に不可欠な人材（経営者候補人材含む）を確保するためのネットワーク等を有しているか。 ● 研究代表者は、研究開発計画や知的財産戦略の遂行に必要な能力を有しているか。もしくは能力の不足部分を補完する体制が構築できているか。 ● 大学の产学連携部門や知財部門等との連携体制が構築できているか。 ● その他アウトソース含め、必要な助言や支援を得るためのネットワークがあるか。 ● 課題に参画する者と関係者との利益相反に関して適切に整理され、マネジメント方策を構築できているか。
(7)	本課題終了後の構想	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業成果を大学等に還元するための仕組みが構築または検討できているか。

2.9.2. 利益相反マネジメントの実施

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、提案者等に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。

もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、申請書に具体的に記載してください。

- ① 提案者等と親族関係にある者。
- ② 提案者等と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者。
- ③ 申請者等と同一の大学等の研究機関に所属している、本事業の運営に関わる者（計画書 の参加者リストに氏名の記載がある者）、及び产学連携部門の者
- ④ 提案者等と緊密な共同研究を行う者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
- ⑤ 提案者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。

- ⑥ 提案者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- ⑦ その他 GTIE、JST が利害関係者と判断した者。

(2) 事業化推進機関および研究代表者の利益相反マネジメント

事業化推進機関が「共同代表者に関する機関」を共同事業化推進機関あるいは共同研究開発機関とする提案を行い、「共同代表者に関する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、共同代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、共同代表者と「共同代表者に関する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「共同代表者に関する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の共同事業化推進機関あるいは共同研究開発機関をいいます。なお、①及び②については共同代表者のみではなく、共同代表者の配偶者及び一親等内の親族(以下、「共同代表者等」と総称します。)についても同様に取り扱います。

- ① 共同代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。
- ② (直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。)
- ③ 共同代表者等が役員(CTO を含み、技術顧問を含まない。)に就任している機関。
- ④ 共同代表者が株式を保有している機関。
- ⑤ 共同代表者が実施料収入を得ている機関。

「共同代表者に関する機関」を共同事業化推進機関あるいは共同研究開発機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から委員会にて審議します。

そのため、「共同代表者に関する機関」を共同事業化推進機関あるいは共同研究開発機関とする場合、申請書にてその旨を申告してください。

なお、研究代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

2.10. 募集期間・選考スケジュール

募集・選考のスケジュールは以下の通りです。

募集開始	2024 年 12 月 24 日(火)
------	---------------------

事前説明会(オンライン)	2025 年 1 月 9 日(木) 12:00-13:00
申請書等提出期限	2025 年 1 月 24 日(金) 正午【厳守】
面接審査	2025 年 2 月 8 日(土)、2 月 15 日(土)
採択結果(内定)の通知	2025 年 2 月下旬(予定)
プログラム開始	2025 年 4 月 1 日以降(JST 承認日以降)予定

- ※ 事前説明会を開催します。事前登録いただいた方に日時等の詳細をご案内いたします。説明会実施後に、募集サイト([GTIE のウェブサイト](#))の「お知らせ」)内にて資料の共有を予定しています。
- ※ 申請書等提出期限以降の日程は予定であり、今後変更される場合があります。
- ※ 面接審査の日程は、日時が確定次第、後日改めてご連絡いたします。

2.11. 選考の流れ

1) 申請書の作成・提出(2 コース共通)

研究代表者および事業化推進機関は、所属機関の確認のもと、申請書を GTIE 事務局に応募フォームによる提出をお願いします。

- 技術シーズが帰属する機関の同意を得た上で申請を行ってください(様式 3 知的財産確認書等)。
- 研究代表者および事業化推進機関の共同応募とします。研究チームを支援する所属機関内産連担当者の参加をお願いいたします。



【下記以降、併願の際には両コースの審査を受けることとなります】

2) 書面審査

申請数が多い場合には、書面審査委員により書面審査を実施します。

- 書面審査の結果は提出期限から約 2 週間後をめどに GTIE からすべての研究代表者、事業化推進機関担当者、研究機関担当者にご連絡します。



3) 面接審査(対面)

面接審査委員により、対面による面接審査を実施します。

- 面接審査には研究代表者および事業化推進機関担当者が出席し、プロジェクトマネジメントを行う事業化推進機関から課題全体の計画(技術シーズの詳細含む)について主体的に説明していただきま

す。技術シーズの詳細については研究代表者から説明していただくことも可能ですが、事業化推進機関も起業を目指す上で技術を理解している必要があります。



4) 審査の結果通知

書面審査、面接審査の結果を踏まえ、GTIE が採択を決定します。

- 全ての申請者に GTIE から審査結果を通知します。



5) 研究開発計画書等の作成

- 採択者は研究開発計画を作成いただき GTIE へ提出いただきます。作成に当たっては事業化推進機関等からの協力を受けることも可能です。
- GTIE にてすべての研究開発計画に係る調書をとりまとめ JST に提出します。



6) JST による承認

- 研究開発計画書等を踏まえ、JST が承認します。
- 承認前に、JST より研究開発計画の内容についてコメントが入ることがあります。



7) JST と採択者の所属機関との契約

- 受託機関となる所属機関(事業化に向けた研究開発を実施する機関)と JST の間で委託研究開発契約または増額の変更契約を締結します。



8) 研究開発課題の実施

- 研究代表者、事業化推進機関を中心とした事業化に向けた研究開発を実施します。
- 年度ごとに採択課題の計画書、報告書等を提出いただきます。
- 年度ごとに委員会による進捗確認、評価を受けます。評価を踏まえて課題の継続可否、研究開発期間の延長／短縮、研究開発費の増額／減額等が検討されます。

※ 評価について、被評価者が評価者に対して意見を述べることも可能とします。

- GTIE による進捗確認、評価も適宜行い、とりまとめて JST に報告します。



9) 課題の終了

- 事業化推進機関および研究代表者は完了報告書を JST に提出し、受託機関は契約関連の各報告書を JST に提出します。
- GTIE が、事後評価、追跡調査を適宜実施し、とりまとめて JST に報告します。

3. 採択後の研究開発課題の推進等について

事業化推進機関については、「研究機関」を「実施機関」に、「研究(開発)」を「活動」に読み替えてください。また、事業化推進機関は研究開発を直接的に実施しませんので、研究開発に直接的に関わる記載については公的資金による委託費の適正な執行を図るプロジェクトマネジメントを行うための参考としてください。

3.1. 連携・協力にかかる覚書・協定書の締結

採択後、大学等の研究機関が希望する場合は、事業化推進機関を中心としたプロジェクトマネジメントや役割分担等も含めた連携・協力にかかる覚書・協定書を、大学等の研究機関と事業化推進機関との機関間で締結していただきます。

(参考) JST「大学発新産業創出プログラムの実施に係る相互連携に関する覚書の例(参考)」

https://www.jst.go.jp/start/file/document/oboegaki_sankou.pdf

3.2. GTIE コミュニティへの参加

GTIE GAP ファンドではスタートアップ設立を目指す研究者支援のデータベース化、ノウハウの蓄積を目指しています。プログラム期間中のメンター、ファシリテーターとの支援に関するやりとりを Slack 上で GTIE も共有することにより、今後の研究者支援に役立てます。

3.3. 大学発スタートアップデータベースへの協力

GTIE では大学発スタートアップデータベース の構築を目指しています。本プログラムに採択された研究者の方々にはデータベースへのご協力をお願いいたします。

3.4. 研究開発計画書等の作成

本プログラムに採択された研究開発課題については、プログラム開始前に所定の研究開発計画書等を作成し、JST に提出する必要があります(詳細は採択決定後にご連絡します)。なお、JST へ提出した研究計画書等の内容によっては、JST により採択が取り消される可能性があります。

- (1) 採択後、事業化推進機関と研究代表者は研究開発期間の全体を通じた全体計画書を作成し、各大学の事務局を通じて GTIE 事務局に提出します。計画書には、研究開発計画、事業開発計画、研究開発費や研究開発参加者等が含まれます。全体計画書は、申請書をもとに、採択通知に記載された留意事項などを考慮して作成してください。なお、提案された研究開発費は、選考を通じた査定を経て決定します。
- (2) 計画書は GTIEGAP ファンド採択者全員分を取りまとめて JST に提出されます。
- (3) 全体計画書の内容は、最終的に JST が確認します。なお、提案された研究開発費は、JST による選考を通じた査定を経て決定します。

(4) 全体計画書で定める研究開発期間や研究開発費は、委員会によるマネジメント、課題の進捗状況、及び本基金事業全体の予算状況等に応じ、毎年度決定することとします。また、年度の途中でも見直されることがあります。

3.5. 研究開発課題の推進

本プログラムに採択後、研究代表者、または事業化推進機関は、下記に示すそれぞれの役割を認識し、設定したマイルストンの達成に向け、研究開発課題を推進してください。

3.5.1. 事業化推進機関の主な役割

事業化推進機関は、本プログラムを通じ、研究代表者や起業支援人材に助言を行います。また、研究開発課題に共同申請者として参画し、研究成果の事業開発に対する責任を有します。シーズに関する深い理解の上で、市場の環境分析等を通じて創出を目指す大学等発 SU の適切な事業化計画とそれに必要な研究開発計画(達成目標および事業化マイルストン及び研究開発マイルストンの設定含む)を策定し、研究開発課題をリードすると共に、民間からの投資の獲得(自身による投資判断の俎上に載せることを含む)に向けた事業育成を行います。ほか、起業に向けた体制構築のため、GTIE が行う経営者候補人材のマッチングに協力するとともに、必要に応じ、自ら経営者候補人材の選定・推薦の実施や、研究開発課題への参加を通じた経営者候補人材の育成を期待します。

3.5.2. 研究代表者の主な役割

研究代表者は研究開発に責任を有します。本プログラムを通じて、事業の核となるシーズについて、事業化に向けた研究開発を進めます。起業支援人材や事業化推進機関のプロジェクトマネジメントの下、一体となって研究開発を実施します。

3.5.3. 研究開発課題推進にあたっての留意事項

- 研究開発課題において、より大規模な展開を早期に求める場合、本プログラムにおける実施期間中に、本基金事業の「ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム」への応募を可能とします。ただし、採択された場合、本プログラムにおける支援はその時点で中止することとなります。詳細については、所属大学の起業支援人材に相談してください。
- 本プログラムの実施期間終了時期に合わせ、研究開発課題の事業化に向けたビジネスモデルや研究開発成果を発表する機会として Demo Day の開催を予定しています。本プログラムに採択された研究開発課題の研究代表者は全員ご参加いただくこととなります。
- 研究開発課題の推進にあたっては、起業のタイミングを精査し、起業後の発展に向けて、起業チームが

NEDO や VC 等、次のステップのステークホルダーとして想定される機関との対話等を早めに始め、ステークホルダーによる投資等の見極めの目線も意識の上、適切なタイミングで起業するよう留意してください。

3.6. 委託研究契約

- (1) 研究課題の採択後、JST は研究担当者の所属する研究機関との間で委託研究契約または増額の変更契約を締結します。
- (2) 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3.10. 事業化推進機関、研究代表者及び主たる共同研究代表者、研究開発参加者の責務等」をご参照ください。
- (3) 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

3.7. 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費(直接経費)に間接経費(原則、直接経費の 30%)を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

3.7.1. 研究開発費(直接経費)

研究開発費(直接経費)とは、研究代表者が研究成果の事業化に向けて、事業化マイルストン及び研究開発マイルストンを設定の上、これらマイルストンの達成に向けて研究成果と事業化の間のギャップを埋めるために必要な活動(例:ユーザー及び用途の設定、試作品開発、ビジネスモデルのブラッシュアップ、仮説検証のためのデータ取得、潜在顧客へのヒアリング、技術実証の実施、市場・規制・競合技術の調査等)に使用する費用であり、以下の使途に支出することができます。詳細については別紙1「研究開発費の執行について」をご参考ください。

<研究開発費の費目>

a. 物品費	新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費
b. 旅費	研究担当者および研究計画書記載の研究参加者等の旅費
c. 人件費・謝金	本研究のために雇用する研究者等(研究担当者を除く)の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費

	<p>なお、大学等で新たに雇用等した経営者候補人材については、人件費・謝金を支出することができます。</p> <p>※ 研究担当者のうち研究代表者については、一定の要件を満たした場合に限り、人件費を支出することができます。詳細は別紙 1「研究開発費の執行について」をご参照ください。</p>
d.その他	<p>上記の他、研究開発とプログラム推進を実施するための経費</p> <p>外注費としては、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約についてのみ直接経費での計上が認められています。</p>

JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本プログラム特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等(大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの)と企業等(主として民間企業等の大学等以外の研究機関)では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。
<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

3.7.2. 特許関連経費の直接経費からの支出について

基金事業では大学等発スタートアップ創出力の強化に取り組むこととしており、特に国際的に活躍するスタートアップを創出するためには、海外を含めた特許権取得は非常に重要となります。本プログラムでは、大学等を対象として、本プログラムで支援する研究開発費とは別に、特許関連経費を直接経費(プログラム推進費)から支出することが可能です。また、条件を満たしていない場合でも間接経費から支出することが可能です。詳細は別紙 1「研究開発費の執行について」をご参照ください。

3.7.3. 直接経費として支出できない経費の例

- 研究機関の規定に従って処理されていない経費
- 研究目的に合致しないもの
- 間接経費による支出が適当と考えられるもの
- 合理的な説明が出来ない経費
- 課題の推進に必要なない外国等への旅費
- 目標達成に必要な学会であっても、その年会費、食事代、懇親会費(ただし、目標達成に必要な学会への参加費、旅費は支出できます)
- 海外旅費における航空機のファーストクラス料金
- スタートアップ設立経費等(法人登記日前後に限らず、支出できません)
- 委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの

3.7.4. 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費(直接経費)の30%が措置されます。研究機関は、「[競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針](#)」(平成 13 年 4 月 20 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和3年10月1日改正)に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.7.5. 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています(なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱が異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります)。ただし、課題の推進によっては、研究開発期間中であっても、翌年度以降の研究開発、事業開発の変更を求める、あるいは、研究開発費の減額や研究開発の支援を中止することがありますので、研究開発の遅延をもたらすような安易な繰越の検討は控えてください。

3.7.6. 外部専門機関等の効果的・積極的な活用

研究開発マイルストンの達成に向けて必要な活動である各種データの取得、試作品の製作等については、外部専門機関等の活用により、より効果的に進むことも想定されることから、外部専門機関等を効果的・積極的に活用することを推奨します。

3.8. 進捗管理

研究開発課題が採択された場合は、進捗に伴う実施計画(事業化に向けた事業開発及び研究開発の規模、方法、期間、資金等)のマイルストンの達成状況などの評価・改善を目的とした進捗評価を行います。事業化推進機関により所定の報告書を作成していただき、月次でご提出いただきます。進捗評価を踏まえて、翌年度の課題の継続可否を検討する他、実施計画・マイルストン・研究開発期間・研究開発費、必要に応じて実施体制に関する見直し等を行い、採択課題や本プログラムの成果最大化を目指します。

3.9. 評価

- (1) GTIE 委員会は、研究開始から 1 年後を目安としてマイルストンの達成状況を評価し、研究開発課題の継続の可否を判断することとします(「3.12.継続審査」をご参照ください)。また、研究開発終了時には各課題の事後評価を行います。
- (2) (1)以外にも、GTIE 事務局、GTIE 委員等が必要と判断した時期に課題評価や現地視察等を行うこと

があります。進捗状況によって翌年度以降の研究開発、事業開発方針の変更を求める、あるいは、研究開発費の増額・減額、研究開発期間の延長・短縮および研究開発の支援を中止することがあります。

- (3) 研究開発終了後、事業化の状況等を確認するため追跡調査を実施します。スタートアップを設立した場合は、資本金・資金調達状況・純資産額・従業員数等についての情報やスタートアップの活動状況も追跡調査の対象となります。
- (4) 研究開発データの管理・利活用の取組が適切に実施されているかについて、課題評価にて確認することあります。

3.10. 事業化推進機関、研究代表者及び主たる共同研究者、研究開発参加者の責務等

3.10.1. 研究開発費の執行に際しての責務

JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

- a. 募集要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. 機構の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為(捏造、改ざん及び盗用)、研究費の不正な使用などを行わない。
- c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するため機構が指定する研究倫理教材(eAPRIN(旧名称 CITI))の受講について周知徹底する。
なお、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、研究費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。

3.10.2. 事業化推進機関の責務

課題の共同代表者を務めます。自らの事業化経験や構想等を踏まえ、単なるアドバイザーではなく、課題に入り込み、研究開発や事業開発など技術シーズの事業化に向けた課題推進全体の責任を負います。また、JST と事業化推進機関は委託契約を直接締結します。共同代表者として研究代表者と同様の責任を果たしていただきます。なお、複数の機関にて実施する場合は、代表事業化推進機関が共同代表者となります。主たる共同事業化推進機関は下記の「主たる共同研究開発者」と同様の責任を果たしていただきます。

3.10.3. 研究代表者の責務

課題の共同代表者を務めます。事業化推進機関のマネジメントのもと、事業化の核となる技術シーズに基づく起業等を目指した研究開発を実施し、事業化に向けた研究開発の遂行に関して技術面における全ての責任を負います。

事業化に向けた研究開発の期間中、大学等において研究開発を実施する体制を取る必要があります。

3.10.4. 主たる共同研究者の責務

研究代表者の所属機関Aと異なる研究機関Bが研究開発費を必要と認められる場合、JST と研究機関Bが委託契約を直接締結します。研究機関Bにおける責任者を「主たる共同研究者」とします。所属機関Bにおいて研究代表者と同様の責任を果たしていただきます。

本募集プログラムで研究代表者が所属する研究機関Aで大学等発スタートアップを目指すにあたり研究機関Bによる知財等の問題がないこと、かつ、生じさせないことをあらかじめ十分に確認いただき、明確にご説明いただく必要があります。また、委託契約の責務を果たせることが必要です。大学等発スタートアップの障害とならないことを示せない限り、参画は認められません。

なお、所属機関A、Bいずれにおいても再委託は認められません（研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が研究契約を締結し、その所属機関と共同研究者の所属機関が研究契約を締結する形式のことです）。

3.10.5. 研究開発参加者の責務

経営者候補、技術シーズの事業化に向けて必要な人材、事業化に向けた研究開発に従事する人材等をいいます。なお、事業化に向けた研究開発の遂行に関し、名目的に名前を連ねるなど、実質的な責任を負わない方は、参加者となることはできません。

3.11. 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下「参画機関」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2024/2024 start2 keiyakusho.pdf>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定/令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の

管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務がありますえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b、c、記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明(考案等含む)に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約

期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けることとしました(受講等に必要な手続き等は JST で行います)。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。
これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。
- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

3.12. 継続審査

本プログラムの研究開発期間は 2 年もしくは 3 年となっていますが、年度ごとにマイルストンの達成状況を踏まえ、次年度における研究開発課題の継続の可否を判断する継続審査(ステージゲート)を行います。詳細は、既採択先に別途ご案内させていただきます。

3.13. 起業後の支援継続

本プログラムでは、本プログラムの支援を受けて起業したスタートアップが、創業初期におけるベンチャーキャピタル(以下、「VC」という)による出資や国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)による支援などシード期の支援に円滑に進むよう、スタートアップの創業初期の一定段階にある研究開発課題に対して、事前の確認・承認を経て支援を継続して行うことを可能とします。なお、支援を受ける

にあたっては、事前の確認・承認が必要となります。詳細は、本募集要領別紙 2「GTIE GAP ファンドプログラム 起業後支援」をご確認ください。

3.14. その他留意事項

3.14.1. 研究開発課題の推進に関する留意事項

(1) 取得品の帰属

本プログラムにおいて起業したスタートアップに関しては、大学等に準じた取り扱いとし、取得時より所有権をスタートアップに帰属させることができます。契約の際に GTIE 事務局、大学等を通じて JST に相談してください。

(2) 知的財産権の帰属等

研究開発により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権等)については、産業技術力強化法第 17 条(日本版バイ・ドール条項)を適用し、同条に定められた一定の条件(出願・成果の報告等の下で、原則発明者が所属する機関に帰属させることができます。ただし、当該機関全てにも同条が適用されることが前提です。

(3) 技術シーズの知的財産権を所属機関が所有していない場合

研究代表者等が職務として開発・発明した知的財産権について、その知的財産権を大学等の所属機関が非承継とし、研究者個人や資金配分機関等がその権利を所有している場合、創出された大学等発スタートアップが大きく成長したときには、技術シーズの創出等に所属機関の環境を活用していることを踏まえ、寄付等により金銭等を大学へ還元することに留意してください。

(4) 研究開発の成果等の発表

GTIE GAP ファンドにより得られた成果については、知的財産や設立スタートアップの企業秘密相当事項などに注意しつつ、可能な内容について国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、研究開発課題終了後に、得られた成果を発表していただくことがあります。さらに、GTIE、JST から成果の公開・普及のために協力を依頼させていただく場合がございます。

なお、研究開発期間中における新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前に GTIE、JST に通知するとともに、GTIE、JST 大学発新産業基金事業による成果であることを必ず明記し、公表した資料については JST に提出してください。

(5) 調査

課題終了後も、起業したスタートアップに対する追跡調査や事業化推進機関等による投資状況等に係る JST によるフォローアップ調査に協力していただきます。その他必要に応じて進捗状況の調査にもご協力いただきます。本募集プログラムの採択課題を通じて設立されたスタートアップについても調査の対象とさせていただきます。研究開発終了後に、研究代表者の連絡先等に変更があればご連絡ください。

(6) 問題が生じた場合の対応

課題を推進する機関間に問題が生じた場合は、原則として当事者同士の協議によって解決を図ることとしますが、十分な協議によっても解決に至らなかった場合は、GTIE、JST に報告、調査を依頼することができます。調査結果に基づく JST の決定については、原則として、尊重していただきます。

(7) その他留意事項

課題の進捗等に関する JST 委員会等への報告、各種調査への対応、その他事業を円滑に実施するうえで JST が指示する対応を実施する場合があります

3.14.2. スタートアップ・エコシステム拠点都市について

日本の強みである優れた人材、研究開発力、企業活動、資金などを生かした世界に伍する日本型のスタートアップ・エコシステムの拠点の形成と発展を目指し、内閣府が令和 2 年 1 月に公募、同年 7 月に選定(認定)した、地方自治体、大学、民間組織などによるコンソーシアムです。4 つのグローバル拠点都市及び4つの推進拠点都市が選定されています。

詳しくは、以下ウェブサイトをご参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/ecosystem/index.html>

3.14.3. スタートアップ支援に関するプラットフォーム(通称「Plus」)について

JST を含む政府系 16 機関は、スタートアップ支援を目的として、「スタートアップ・エコシステムの形成に向けた支援に関する協定書」を締結し、スタートアップ支援に関するプラットフォーム(通称 Plus(プラス"Platform for unified support for startups")を令和 2 年度に創設しました。その一環として、ワンストップ相談窓口"Plus One(プラスワン)"を運用しています。本募集プログラムを実施する上で、Plus One(プラスワン)の活用をご検討ください。

【Plus One について】<https://www.nedo.go.jp/activities/startups/plusone.html>

4. 問い合わせ先

本プログラムに関してご不明な点がございましたら、研究代表者の各所属機関の担当部門(担当者)までお問い合わせください。なお、お問合せいたく内容によっては、回答まで時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

<本プログラムや応募全般に関するお問い合わせ>

研究機関名	問い合わせ部署	メールアドレス
東京科学大学	イノベーションデザイン機構 (GTIE 担当)	gtie.tt.admin@sangaku.titech.ac.jp

<応募資格や大学内の応募対応・支援についてのお問合せ等>

研究機関名	問い合わせ部署	メールアドレス
東京大学	産学協創推進本部	gtie.ut@ducr.u-tokyo.ac.jp
早稲田大学	リサーチイノベーションセンター アントレプレナーシップセクション	wgtie-office@list.waseda.jp
東京科学大学	【旧・東京工業大学】 イノベーションデザイン機構 (学内支援担当)	venture@sangaku.titech.ac.jp
	【旧・東京医科歯科大学】 医療イノベーション機構	tmdu_gtie@ml.tmd.ac.jp-
筑波大学	産学連携部産学連携企画課	ikusei-sanren@un.tsukuba.ac.jp
千葉大学	学術研究・イノベーション推進機構 (IMO) スタートアップ・ラボ	imo-entrepreneur@chiba-u.jp
東京農工大学	先端産学連携研究推進センター	tuat-urac_gtie-groups@gotuat.ac.jp
神奈川県立保健福祉大学	ヘルスイノベーションスクール担当課	health-innovation@kuhs.ac.jp
横浜市立大学	研究・産学連携推進課	ycu.venture@yokohama-cu.ac.jp
慶應義塾大学	イノベーション推進本部 スタートアップ部門	info-startup-group@keio.jp

東京都立大学	研究推進課社会連携係	venture-shien@jmj.tmu.ac.jp
芝浦工業大学	オープンイノベーション推進課	info-boice@ow.shibaura-it.ac.jp
東京理科大学	産学連携機構 GTIE 担当	tus-gtie-ml@tusml.tus.ac.jp
茨城大学	研究・産学官連携機構 GTIE 担当	iba-gtie-office@m.ibaraki.ac.jp
電気通信大学	産学官連携センター ベンチャー支援部門	gtie@sangaku.uec.ac.jp
東海大学	学長室研究推進担当 (知財・産学連携)	sangi01@tsc.u-tokai.ac.jp
理化学研究所	外部資金室	Gaibushikin-jst@riken.jp
横浜国立大学	GTIE 担当	Ynugr-ynu-gtie@ynu.ac.jp

研究開発費の執行について

1. 研究開発費の使用にあたっての注意事項

- 研究開発費の執行に当たって、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、説明責任を果たせるように適切な処理を行ってください。
- 計画的な執行に努めることとし、活動期間終了時又は年度末における予算消化を趣旨とした調達等がないようご注意ください。
- 研究開発費は、合目的性(本プログラムの目的・趣旨への適合性)に十分留意の上、原則として、各研究開発機関の規程に従って適切に支出・管理してください。
- 本プログラム特有のルールを設けている事項については、JSTが発刊している「委託研究事務処理説明書(補完版)」に従って執行してください。なお、JST が本プログラムの趣旨に鑑みて不適切と判断する場合は、全額もしくは一部を認めないことがあります。
- 研究開発費で収益を得る行為は原則として認められません。
- 研究開発費を円滑かつ効果的・効率的に推進し、より成果をあげるため、執行の柔軟性にも配意をお願いします。

2. 費目別のガイドライン

2.1. 直接経費

以下 4 つの費目で構成

2.1.1. 物品費

物品費	<p><u>新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費</u></p> <p><u>主な使用例</u></p> <p>試作品・技術シーズブラッシュアップのために必要な設備費用・研究用設備、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費用、研究用試薬・材料・消耗品等の購入費用等</p>
-----	--

- ※ 研究開発設備・機器等については、既存の状況を勘案し、必要性・妥当性を十分に検討した上で、必要不可欠なもののみを調達してください。
- ※ 高額な機器等の調達を行う場合は、参考見積を入手するなどして市場価格の把握を行った上で、計画と実際の執行に大幅な金額の変動が生じないよう十分留意してください。

- ※ 国立大学法人、独立行政法人等の政府関係機関は国際競争入札の対象となりますので、高額な物品等の調達は納期等に十分留意の上行ってください。
- ※ 事業化推進機関や経営者候補人材の活動経費としては、設備備品費(耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の備品)や試作品を計上することは想定していません。事業化推進機関や経営者候補人材の活動を遂行するために必要な消耗品、書籍等の経費を想定しています。

【研究開発設備・機器の改造費及び修理費】

法人税法上の「資本的支出」に該当する研究設備・機器の改造費については「物品費」に、「資本的支出」に該当しない維持管理費・修繕費等については「その他」に計上してください。ただし、JST 所有の提供物品について改造を加える場合はその都度、事前に JST にご相談ください。研究機関が所有する既存の研究開発設備・機器等の改造等であっても、本委託研究開発に直接必要かつ不可欠である場合には、直接経費への計上が認められます。

修理費は、通常の利用の範囲内において必要となった場合に限ることとし、使用者の過失が原因である場合には直接経費での計上は認められません。

【研究開発設備・機器の合算購入】

委託研究開発費の効率的運用および研究開発設備・機器の有効利用の観点から、一定の要件のもと、直接経費で購入する研究開発設備・機器の合算購入が認められます。当該研究開発設備・機器が本研究開発に必要不可欠なものであること、および、本研究開発の目的を達成するために必要十分な使用時間が確保できることが、合算購入の前提となりますのでご留意ください。

- 本プログラムとの合算に支障のない資金との合算であること(合算する各資金の要件を確認すること)
- 合理的に説明し得る負担割合に基づき購入費用を区分できること
- 同一機関に所属する研究者に配分された資金の合算であり、研究者が所属機関の変更(移籍)を行う場合でも、本研究開発の推進に支障の生じないこと

注1 合算購入にあたっては、各要件を満たすことを書面により明らかにした上で、事前に GTIE 事務局を通して JST の確認を受けてください。

注2 複数の研究者の資金を合算する場合は、移籍時の取り扱いについて、研究機関事務局を交えて費用分担割合等を考慮の上、事前に当事者間で取り決めてください。ただし、既に移籍が判明している場合、複数の研究者の資金を合算して研究開発設備・機器を購入することは原則として認められません。

注3 複数の研究費制度の合算については、[JST 事務処理説明書【別添7】「複数の研究費制度による共用設備の購入について\(合算使用\)」](#)もあわせてご参照ください。

【研究設備・機器の共用使用】

本プログラムにより購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、研究機関における機器共用システムに従って本研究開発の推進に支障ない範囲内での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。共用使用や合算購入の際は、他の研究等の使用予定者との間で破損した場合の修繕費や光熱水料等、使用に関する経費負担を明らかにしておくなど適切に対応してください。

2.1.2. 旅費

旅費	<p><u>研究担当者および研究計画書記載の研究参加者等の旅費</u></p> <p><u>旅費の算定基準</u></p> <p>各研究開発機関の旅費規定に準拠します。</p> <p><u>旅費計上上の対象となる事由</u></p> <p>研究開発成果の発表、JST が主催する打合せ・面接・報告会、各種調査・学会・講習会への参加、研究開発チームの打合せ、外部専門家等の招へい、フィールドワーク(現地調査等)、その他研究開発遂行上、必要な事由が発生した場合等</p> <p><u>旅費計上上の対象となる者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 研究開発計画書に記載の者 ● 外部専門家等の招へい対象者
----	--

- ※ 事業化推進機関及び経営者候補人材の旅費も支出することができます。
- ※ 旅費計上にあたっては、委託研究開発実施上必要かつ合理的な人数、期間となるよう適切に判断してください。

2.1.3. 人件費・謝金

人件費・謝金	<p><u>本研究のために雇用する研究者等(研究担当者を除く)の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費</u></p> <p><u>雇用の基準</u></p> <p>雇用は研究機関が自ら行い、当該人件費・謝金を委託研究開発費に計上してください。雇用契約に関わる諸条件は各研究機関の規程に準拠します。</p> <p><u>直接経費での雇用対象</u></p> <p>研究開発費では、研究開発計画書に参加者として登録がある者に対して人件費の支出が可能です。ただし、以下に該当する者の人件費は、原則、直接経費</p>
--------	---

に計上することができません。

(1) 研究代表者、主たる共同研究者

補足事項

【競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人事費の支出について】をご参照ください。

(2) 国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で運営費交付金や私学助成金等により国から人事費を措置されている者

(3) 総括責任者、SU 創出共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者

なお、大学等で新たに雇用等した経営者候補人材については、人事費・謝金を支出することができます。事前に所属の大学等へご相談ください。

雇用に関する留意事項

- 直接経費として人事費が計上対象となる場合は、就業時間や業務内容・エフォート、経歴から合理的な給与を算定してください。
- 雇用契約書・従事日誌等の雇用関係書類を整備し、従事状況を把握・管理してください。証拠書類の整備状況やエフォート管理について確認を求める場合があります。(収支簿提出が省略される研究開発機関も含む)
- 雇用契約の際は、プログラム終了後も含めた秘密保持、知的財産の取り扱いに留意し、研究開発課題の研究成果にて設立された新会社(スタートアップ)の事業に支障となることが無いように配慮してください。
- 教育の範疇に含まれるものや、一般事務をする方に関しては支出できません。

招待講演・専門的知識の提供に係る謝金について

本研究開発の実施に伴い直接必要である場合に限り計上可能です。また、単価基準は委託研究開発機関の規程に準じてください。招待講演等により外部専門家に謝金を支払う場合を想定しています。ただし、研究計画書に研究参加者としての登録がある者(経営者候補人材、事業化推進機関に所属する者は除く)は、謝金対象とすることはできません。本プログラムでは、主幹機関、SU 創出共同機関の参加者は全て研究計画書に研究参加者として登録するものとします。

※ 研究開発計画書に研究参加者としての登録がある者(経営者候補人材を除く)は謝金対象とすることはできません。

- ※ 個別の研究開発課題に紐づく経営者候補人材の人事費については、原則として「研究開発費」からの支出とします。
- ※ 経営者候補人材の人事費については、研究機関または事業化推進機関から支出を行ってください。雇用する場合、研究機関または事業化推進機関が自ら行い、雇用契約にかかる諸条件は各機関の規程に準拠します。研究機関または事業化推進機関での雇用が困難な場合は、研究機関または事業化推進機関から謝金として支出することも可能です。その場合においても根拠となる規程等が必要となります。
- ※ 経営者候補人材の人事費・謝金について、各機関の規程の範囲で高額な報酬を検討する場合においても、スタートアップ創出後に想定される報酬額を上限として適切な金額となるようにしてください。
- ※ 人事費・謝金については本課題推進に必要なものを精査の上、計上してください。なお、採択時や採択後に人事費・謝金の上限を設けることがあります。

【競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人事費の支出について】

研究機関において当該経費が適切に執行される体制の構築と確保した財源の使用状況を文部科学省に報告することを条件として、プロジェクトの研究活動に従事するエフォートに応じ、PI 本人の希望により、各課題の研究代表者の人事費を直接経費から支出することが可能です。

支出額は PI の年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート(研究者の全仕事時間 100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合)を乗じた額とすることを原則として、研究開発課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内で PI が設定します。

ただし、上記範囲内であっても、ステップ 1においては、1 プロジェクト当たりの直接経費が平均年額 1,500 万円を超えないことから、各プロジェクトにおける各年度の直接経費の 10%を支出上限とします。

なお、直接経費の計上にあたっては、以下「JST における運用方針」に記載のとおり、研究計画への記載と JST の承認が必要ですので、GTIE 事務局を通して事前に JST 担当者にご相談ください。

- 「直接経費から研究代表者(PI)の人事費の支出」に関する大学発新産業創出基金事業の対応について
https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/startupkikin_labor_costs.pdf

【直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入)について】

各課題の研究代表者について、研究機関において規程を整備するなど制度に関する仕組みを構築することを条件として、PI 本人の希望により、研究以外の業務(講義等の教育活動やそれに付随する事務等)を代行する教職員等の雇用等に係る経費の支出を可能とするものです。事前に研究計画への記載と JST の承認が必要です。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入)」に関する大学発新産業創出基金事業の対応について

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/startupkikin_buyout.pdf

2.1.4. その他

その他	<p><u>物品費、旅費、人件費・謝金の他、研究開発とプログラム推進を実施するための経費</u></p> <p><u>主な使用例</u></p> <p>(1) 外注費</p> <p><u>研究開発要素を含まず、役務仕様が決まっており、作業のみを外注する請負契約</u>については直接経費での計上が認められています。本研究の全部又は一部を第三者に委託すること(再委託)は認められません。</p> <p>(2) 会議費</p> <p>a. 会議費に含まれるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会場借料 ● 飲食費用(アルコール除く) ● その他、会議に必要な費用 <p>b. 飲食費計上の対象となる会議</p> <p>本研究開発で得られた研究開発成果の発表等、本研究開発に直接的に関係する会議(ワークショップ、シンポジウムを含む)を主催する場合、かつ外部の研究者が参加する会合(他の研究開発機関所属の者であっても、同一研究開発チーム内の「研究者等」は「外部の研究者」に含まれません。)</p> <p>c. 会議費に関する留意事項</p> <p>会議費の計上にあたっては、必要最小限、極力簡素なものとするよう留意ください。特に、飲食費の計上にあたっては国民の疑惑を招くことのないよう、金額・参加者の妥当性を適切に判断してください。</p> <p>他の研究開発機関や学会等と共同で開催するような会合における会議費については、適切に分担して計上してください。学会等参加時に研究者等が支払った懇親会費は直接経費計上の対象となりません。</p>
-----	--

(3) 特許関連経費

個々の研究開発課題に係る特許調査費等。出願費用等は該当しません。

(4) 委託研究開発機関所有の研究開発設備・機器の使用料

本研究開発に直接使用する研究機関所有の研究開発設備・機器について、委託研究開発機関の規程等により合理的と認められる使用料が課されている場合は、当該経費を直接経費に計上することができます。

(5) 研究開発設備・機器等の保守料

本研究開発に直接必要である研究開発設備・機器等の保守料であれば、委託研究開発機関所有の既存の研究開発設備・機器等であっても、直接経費に計上することができます。なお、本研究開発と他の研究等で共同利用する研究開発設備・機器等の保守料については、合理的根拠に基づき区分して負担する場合には、計上することが可能です。

(6) 研究実施場所借上経費

本研究開発に直接必要であり、専ら使用される研究開発実施場所については、借上経費の計上が可能です。研究開発機関は、研究実施場所の必要性や借上経費の妥当性について適切に判断の上、計上してください。なお、対象となる施設が委託研究開発機関所有の場合、その使用料の算出にあたっては、利用規則等の規程に従う等、合理的に説明し得る方法により行ってください。研究実施場所借上経費の計上を行う場合には、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な委託研究開発機関においては、収支簿に添付して提出してください(様式任意)。

(7) 光熱水料について

本研究開発に直接使用する実験棟、プラント、設備、装置等の運転等に要した光熱水料は、直接経費に計上することができますが、その額は専用のメーターに基づく計上を原則とします。なお、専用のメーターが装備されていない場合であっても、占有面積、使用時間等を勘案した合理的な根拠があり、その使用料を他の研究や業務と区別できる場合には、直接経費に計上することができます。

(8) リース・レンタルについて

設備等については、購入のほか、リースやレンタルも可能です。ただし、リース・レンタルを行う場合であっても、その契約にあたっては競争原理の導入が

求められます。また、購入する場合に比して経済的であることが必要です。リース・レンタルを行うことにより、本研究開発で過度な負担を負うことは認められません。なお、研究代表者が移籍する際に本研究開発に支障が生じないことが前提となります。リース・レンタルの予算費目は、「物品費」ではなく「その他」としてください。

※ 上記費用を前納した場合でも、直接経費として計上できるのは、原則として既経過期間のみとなります。

2.2. 特許関連経費の直接経費からの支出について

基金事業では大学等発スタートアップ創出力の強化に取り組むこととしており、特に国際的に活躍するスタートアップを創出するためには、海外を含めた特許権取得は非常に重要となります。本プログラムでは、大学等を対象として、以下の(1)から(4)の要件をいずれも満たすことを条件として、本プログラムで支援する研究開発費とは別に、特許関連経費を直接経費(プログラム推進費)から支出することが可能です。また、条件を満たしていない場合でも間接経費から支出することが可能です。

- (1) 研究開発期間中に得られた研究成果、または、研究開発期間中に知財戦略を構築した結果、出願が必要となった成果(本研究開発期間開始前の成果)を出願するものであること。
- (2) 原則、委託研究開発期間内に出願すること。
- (3) 大学等の単独出願もしくは課題内の大学等の共同出願であること。
- (4) 当該特許を基に起業したスタートアップが一定の収益を得た後、本事業で支出した特許関連経費分の費用(例:ライセンスの一時金等)を大学等に支払う仕組みを、各大学等において策定すること。

- ※ 特許出願する場合、事前に知財戦略を十分検討ください。
- ※ 知財戦略上必要な場合、国内出願が済んでいる特許の外国出願(PCT 出願を含む)も対象となります。
- ※ 支出にあたっては、知財戦略および特許出願について記載のある計画書が JST で承認されている必要があります。
- ※ 成果の創出に寄与した研究費制度等において、特許出願に関して制約がある場合には、事前にその制約を確認してください。
- ※ 支援対象となる特許関連経費は、出願料(外国含む)、登録料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用(上限は 1 言語につき税抜き 100 万円)等、出願・審査・権利化にかかる経費となります。ただし、維持年金、登録維持年金(登録料と不可分な場合は可)、訴訟等に関する費用などは対象外です。判断が難しい場合は起業支援人材を通して GTIE 事務局に相談してください。
- ※ 権利が大学等に帰属している特許を外国出願する場合は、JST の「知財活用支援事業」も活用できます

ので、研究者から所属機関、GTIE 事務局を通じて JST にご相談ください。

https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html

- ※ なお、国費による支援の重複を回避する観点から、本基金事業の直接経費で特許関連経費を支出する場合、本基金事業の研究開発期間中、同一内容の特許出願(外国出願を含む)に対して、本基金事業以外の国費又は国費を財源とする資金による支出はできません。また、本基金事業以外の国費又は国費を財源とする資金による支援においては、支援を受けるための要件が別途定められている場合がありますので、事前に十分ご確認ください。

3. 直接経費の費目間流用

本プログラムでは、研究開発費内の各費目における流用額が、当該事業年度における直接経費総額の 50%(直接経費総額の 50%が 500 万円に満たない場合は 500 万円)を超えないときとします。

直接経費の費目(物品費、旅費、人件費・謝金、その他)別内訳の変更で、その流用額が直接経費総額の 50%(直接経費総額の 50%の額が 500 万円に満たない場合は 500 万円)を超えない場合は、JST の確認は原則必要ありません。ただし、研究開発計画の大幅な変更などを伴う場合は、JST の確認が必要となります。流用を希望する場合は事前に、GTIE 事務局もしくはご所属の大学にご相談ください。また、流用金額が、JST の確認を必要となる額を超える場合には、事前に GTIE 事務局もしくはご所属の大学にご連絡・相談ください。いずれの場合も、「計画変更届」の提出をお願いすることがあります。詳細は、「[委託研究事務処理説明書](#)」を参照ください。なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められません。

4. 直接経費の執行全般に関する留意事項

4.1. 直接経費として計上できない経費

- 本研究開発の目的及び趣旨に合致しないもの
- 間接経費としての使用が適当と考えられるもの(通常の企業会計における一般管理費に該当するもの(管理部門人件費等)は間接経費に含まれます)
- 「学会年会費」、「資格取得に係る費用」等で委託研究開発機関や研究参加者の権利となるもの
- 「敷金・保証金」等で予め戻入となることが予定されているもの
- 委託研究開発費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの
- スタートアップ設立経費等(法人登記日前後に関わらず計上できません)
- 観察を目的とした海外出張・派遣
- 施設の新設および既存施設の増改築・改修・取得等に係る経費(工事費のほか、建設計画に関する調査、設計および監理等の施設整備に必要な経費を含む)

- 広く受講者(学生・教職員・社会人等)に対して、アントレプレナーシップを醸成することを目的とした人材育成プログラムの開発・運営等(ただし、スタートアップ創出プログラムに係る研究者や経営者候補人材等への研修等については支出可能)

※ 直接経費計上が不適切とみなされる事例

以下の事例は合目的性・適正性の観点より直接経費での計上が認められません。直接経費の計上にあたっては、以下の事例を参考にその妥当性を適切に判断してください。

- 共用的な生活関連備品(電子ジャー・ポット、掃除機など)、文房具の計上
- 自己啓発のための書籍(英会話本など)・備品等の調達
- 液体窒素、ガス類で他の業務と切り分け不可能な場合
- 本研究開発との関係性が不明瞭な出張旅費
- 本研究開発機関との関連が不明瞭な複数人での海外出張
- 出勤簿と出張内容が不整合である人件費・旅費の計上
- 本研究開発機関との関連性が不明瞭な人件費の計上
- 必要性の不明確な書籍の大量購入
- 内容が不明な学会参加費やシンポジウム参加費の計上
- 積算根拠が不明な光熱水費の計上
- 支出日が不明、あるいは支払先が不明瞭な支出
- 原因・内容の不明確な振替処理 等

4.2. 研究開発費執行に係る発注・検収について

発注・検収業務について、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営するなど、「[研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン\(実施基準\)【別添 5】](#)」に則り、適切に行ってください。

4.3. 直接経費の収支管理

収支簿を作成の上、『物品費、旅費、人件費・謝金、その他』の費目毎で収支管理を行ってください。

4.4. 研究チームに参画する研究機関からの調達について

チーム内の共同研究企業から物品等の調達を行う場合は、原則として、競争原理を導入した調達(入札または相見積もり)を行ってください。合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、利益排除等の措置を行うことが望ましいと考えられますので、事前に GTIE 事務局もしくはご所属の大学へ相談してください。利益排除を行っている場合には、算出根拠を明らかにした証拠書類を整備

し、収支簿の提出が必要な研究機関においては、収支簿に添付して提出してください(様式任意)。

4.5. 経費の執行に関する報告書の提出(参考)

研究開発機関の事務担当の方から、委託研究開発費の支出状況に関する報告書を提出していただくこととなっています。大学等から依頼があるので必要に応じて対応ください。研究代表者等の方は、必要に応じて、ご対応をお願いします。

GTIE GAP ファンドプログラム 起業後支援

本プログラムでは、本プログラムの支援を受けて起業したスタートアップが、創業初期におけるベンチャーキャピタル(以下、「VC」という)による出資や国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)による支援などシード期の支援に円滑に進むよう、スタートアップの創業初期の一定段階にある研究開発課題に対して、事前の確認・承認を経て支援を継続して行うことを可能とします。なお、支援を受けるにあたっては、事前の確認・承認が必要となります。

1. 支援の種類と対象機関

大学等発 SU の起業後に受けられることが可能な支援には、

- ① 現状のプロジェクト推進体制とプロジェクトを通じて創出した大学等発 SU で実施する継続支援(以下、「SU 直接支援」という。)
- ② 大学等発 SU を含めず、現状のプロジェクト推進体制のみで実施する継続支援(以下、「継続支援」という。)

があり、「SU 直接支援」と「継続支援」を合わせて「起業後支援」という。それぞれの支援の対象となる機関は下表の通りとなります。詳細は JST「起業後支援の手引き」を参照すること。具体的な手続きについては GTIE 内にて準備され次第、ご案内いたします。

<起業後支援の対象となる機関>

	SU 直接支援	継続支援
大学等	○	○
事業化推進機関	○ (予算措置無し)	○ (予算措置無し)
大学等発 SU	○	- (支援無し)

2. SU 直接支援

2.1. 支援対象

- 本プログラムに採択され、実施期間中にその成果を基に起業する研究開発課題に対し、現状のプロジェクト推進体制に加え、創出された大学等発 SU への支援を行います。
- 大学等発 SU の研究開発・事業開発、および大学等で行うことの蓋然性が高い研究開発を支援します。事業化推進機関は継続して参画することが求められますが、起業後の予算措置はありません。
- ※ 大学等発 SU で負担することが妥当な CEO 他、雇用者的人件費(研究員を除く)や家賃、事業

化推進機関で計上することが妥当な活動費を大学等発 SU や大学等に計上することは認められません。

2.2. 支援条件

- 大学等発 SU 設立日が当該研究開発課題の実施期間内であること。
- 対象となる大学等発 SU は日本法人であること(外国法人は対象外)。
- 事業化推進機関が継続して実施体制に含まれていること。
- 大学等発 SU が資金調達を行うための研究開発の課題が明確であり、支援を必要とすること。
- 適切かつ現実的な事業計画が策定されていること。
- 本支援終了後に履行可能な資金獲得計画が整っていること。
- なお、本支援で目指すマイルストンを達成した場合、支援する事業化推進機関または他の投資機関が投資委員会等の意思決定に付議することを条件とし、出資検討確認書の提出を求めます(出資実行の確約までは求めません)。

2.3. 支援期間

支援開始日から最長 1 年間(研究開発課題の現状の実施期間終了後 1 年間を上限)とします。ただし、基金事業が終了する令和 11 年度末までとします。

原則として、SU 直接支援は大学等発 SU の設立日以降可能な限り早期に開始となります。例外的にスタートアップ支援の開始を起業後 6 ヵ月以内かつ現状の実施期間の範囲で調整することも可能です。ただし、申請時にその理由を提示し、審査で承認される必要があります。

【具体例】

- ① 現状の実施期間終了が R8 年 3 月末で、R7 年 2 月 1 日に支援を開始した場合、支援終了は R8 年 1 月末となります。
- ② 現状の実施期間終了が R8 年 3 月末で、R8 年 3 月 30 日に支援を開始した場合、支援終了は R9 年 3 月 29 日となります。
- ③ 現状の実施期間終了が R8 年 3 月末で、R8 年 4 月以降に SU を設立した場合、支援はできません。

2.4. 支援額

本プログラムにおいては、研究開発課題全体で上限 2000 万円(直接経費)の増額支援を希望することができます。

※ 上限金額は現状の実施期間を通した年度当たりの平均委託研究費を原則とします。

※ JST は委託研究契約に基づき間接経費(直接経費の 30% 上限)を機関に別途支払います。

2.5. 申請期限

GTIE における承認審査を経た上で大学等発 SU 設立日(予定で構いません)の 3 カ月前までに、必要書類を GTIE 事務局に提出してください。

2.6. 審査方法

GTIE 所定の審査を予定しています。

2.7. JST からの委託研究費の使途及び使用

- 当該研究開発課題において真に必要な研究開発及び事業開発の費用のみが対象となります。委託研究費を用いて収入を得る行為は不可とします。また、事業開発においては、研究開発に付随して必要となる費用(例えば今後の研究開発の方向性を検討するために行う調査費等)が支援対象となり、営業や販賣にかかる費用への支出はできません。
- 委託研究費は全て大学等発 SU または大学等で使用します。

2.8. その他

- 支援が認められた場合、必要に応じて変更契約手続き(大学等発 SU の場合は新規契約手続き)を行います。
- 本支援で新たに JST と新規契約する大学等発 SU は、GTIE の「SU 創出共同機関(PF 発 SU)」として扱います。

3. 繼続支援

3.1. 支援対象

- 本プログラムで採択され、実施期間中にその成果を基に起業する研究開発課題に対し、現状のプロジェクト推進体制(起業した SU は含まない)への支援を行います。
 - SU 直接支援を希望しない場合のみならず、SU 直接支援を否認された場合も継続支援を希望することができます。
 - 大学等で行うことの蓋然性が高い研究開発を支援します。
- ※ 大学等発 SU で負担することが妥当な CEO 他、雇用者的人件費、家賃、事業化推進機関で計上することが妥当な活動費等を大学等に計上することも認められません。

3.2. 支援条件

- 大学等発 SU 設立日が当該研究開発課題の実施期間内であること。
- 事業化推進機関が継続して実施体制に含まれていること。
- 大学等発 SU が資金調達を行うための研究開発の課題が明確であり、支援を必要とすること。
- 適切かつ現実的な事業計画が策定されていること。
- 本支援終了後に履行可能な資金獲得計画が整っていること。

3.3. 支援期間

大学等発 SU 設立日から 1 年以内または研究開発課題の現状の実施期間終了日のうち短い方の期日までとします。

【具体例】

- ① 現状の実施期間終了が R8 年 3 月末で、R6 年 10 月 1 日に SU を設立した場合、支援終了は R7 年 9 月末となります。
- ② 現状の実施期間終了が R8 年 3 月末で、R7 年 10 月 1 日に SU を設立した場合、支援終了は R8 年 3 月末となります。
- ③ 現状の実施期間終了が R8 年 3 月末で、R8 年 4 月以降に SU を設立した場合、支援はできません。

3.4. 支援額

現状の予算額の範囲内で実施することが可能ですが(増額支援は行いません)。

3.5. 申請期限

GTIE における審査を経た上で、大学等発 SU 設立日(予定で構いません)の原則として 3 ヶ月前までに提出してください。

3.6. 審査方法

GTIE 所定の審査を予定しています。その審査結果を JST が確認します。

3.7. JST からの委託研究費の使途及び使用

- 原則、研究開発の費用が対象となります。ただし、委託費を用いて収入を得る行為は不可といたします。
- 委託費は全て大学等で使用することとします。

3.8. その他

継続支援の途中で SU 直接支援を追加で希望することはできません。